

福岡市節水型機器（大便器）の 指定基準に関する要領

1. 趣 旨

この要領は、福岡市節水型機器の指定に関する要領第3条の指定基準で、下水道条例第2条第1項に規定する排水設備に附属する節水型機器（大便器）の指定基準を定めるものとする。

2. 使用器材

節水型機器（大便器）は、福岡市排水設備工事技術基準に定める器材とする。

3. 構 造

ロータンク方式で手洗付とする。

ただし、市長が手洗付は必要でないと認めたものについては、この限りでない。

4. 使用水量

1回当たりの使用水量は最低水圧 0.5 kg/cm^2 で 10 ㍓ 以下とする。

ただし、1回当たりの使用水量が 10 ㍓ の大便器については、大小切替ハンドル付とする。

5. 指定申請

指定申請書は、様式第1号によるものとし、次に掲げる図書を添えて提出するものとする。

- ① 説明書又は仕様書
- ② 汚物搬送試験表及び給水圧力変化による実流量試験表
——様式第2号
- ③ 給水金具の承認書写
- ④ 製作図面
- ⑤ 申請品の実物写真
- ⑥ 汚物搬送、実流量の試験写真集
- ⑦ 申請品の価格表

6. 審 査

申請された節水型機器（大便器）は指定にあたり事前に審査するものとする。

新型便器の審査については、原則として試験の立会を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、VTR等により確認を行う。

7. 審査項目

- ① 安全性
- ② 耐久性
- ③ 機能性
 - イ 洗浄能力
 - ロ 搬送能力
 - ハ 使用水量……各水圧の使用水量（実流量）の許容誤差は $\pm 0.5 \text{ ㍓}$ の範囲内とする。

ニ 騒 音

ホ 手洗いの使い勝手

- ④ 形状、材質、色彩
- ⑤ 施工性
- ⑥ その他市長が特に必要とする事項

附 則

この事務処理要領は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この事務処理要領は平成15年12月1日から施行する。

附 則

この事務処理要領は令和2年10月1日から施行する。

附 則

この事務処理要領は令和3年4月1日から施行する。

搬送実験要領

1. 使用材料

① 排水管

パンライトパイプ (ポリカボネード樹脂)

外径 114mm 内径 104mm

② ます

福岡市下水道排水設備技術基準に定めた枡を使用すること。

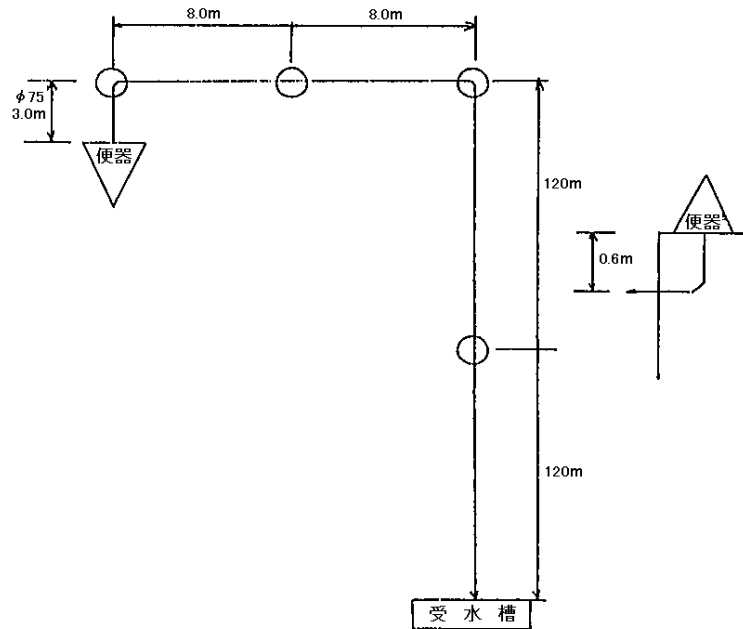
2. 配管条件

① 排水管勾配

2/100

② 試験

配管図



3. 代用汚物

① PVA スポンジ 4個

膨潤時 径φ22mm 長さ80mm

比重 1.05

② トイレットペーパー 7個

巾113mm×長さ760mm (直径50mm位の球形にまるめたもの)

4. 試験方法

① あらかじめトラップを満水にしたのち、十分吸収させた代用汚物 (PVA スポンジ) 4個を便器内に投入し、更にトイレットペーパー7個を便器内に投入する、約5秒後に洗浄を始め洗浄水による搬送距離を便器より第1枡までの3mを除き第1枡を起点として代用汚物4個のそれぞれの停滞位置 (代用汚物の後尾) までを水平距離として測る。

② 代用汚物を完全に管外に排出されたのち①の試験操作を繰り返し10回行う。

③ 使用水量は排水管出口の受水槽に貯め100cc単位で台秤により測定する。

実流量試験要領

1. 試験方法

給水タンクの圧力を指定圧力に合せた後、ボールタップを通してタンク内に給水する、ボールタップからの給水が完全に停止した後、洗浄ハンドルを操作し、便器洗浄を行う。

便器洗浄水を便器排水口下の水槽で受け、ボールタップからの給水を停止させ、便器からの排出水が完全に停止した後、水槽内に排出された水量を測定し、又その時の止水位を基点より測定する。

測定値は10回繰り返して実験し、その平均値とする。

止水位の基点は任意とする。